

1	監査等の種類	随時監査
2	監査の対象	梅林公園 公園トイレ設置工事
3	監査の着眼点	令和２年度 工事監査実施計画（以下「実施計画」という。） に定める着眼点による
4	監査の実施場所	実施計画に定める実施場所
5	監査の日程	令和２年１１月２０日～令和３年２月１５日
6	監査の結果	令和２年度 工事監査結果報告書のとおり

令和2年度 工事監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 名称

梅林公園 公園トイレ設置工事

(2) 事業目的

本工事は、市内外から多くの人々が訪れる梅林公園において、誰もが快適に利用できるよう、老朽化したトイレの改築及び和式トイレの洋式化を行い、来園者が安全で安心して利用できる施設の提供を行うものである。

(3) 概要

別紙のとおり

2 監査の期間

令和2年11月20日から令和3年2月15日まで

3 監査の方法

令和2年度において施工中の工事のうち、土木工事1件を抽出して、工事の計画、調査、設計、仕様、積算、契約、施工管理、監理（監督）、試験、検査等が適正かつ効率的に執行されているかについて調査するため、書類調査を行い、令和3年1月15日に現地調査を行うとともに、関係職員に対して説明を求めた。

なお、工事技術面の調査については、公益財団法人 岐阜県建設研究センターとの工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求め、書類調査及び現地調査を行った。

4 技術士の「総評」「所見」の概要

(1) 総評

今回の調査では、設計・積算・施工の各段階について調査を実施した。各段階を通じて、工事に関係する書類は適正であり、整理されていた。

施工状況及び管理状況は、実際に現場で調査したが、適正に作業されており、工事進捗もほぼ計画どおりであった。

(2) 所見

ア 書類調査

(ア) 設計図書に関する書類について

a 的確に作成されているか。

構造、仕様、数量等は、明示されており、安全管理対策として、飛散防止の仮設足場が計上されていた。

b コスト削減意識を反映した設計となっているか。

側溝や縁石等は二次製品を利用することで、施工期間の短縮と品質の確保ができる設計になっていた。

トイレもユニット（二次製品）を採用することで、長寿命化に繋がっており（例えば、補修時には傷んだ部品を交換するのみで済む）、タイルを使用することで維持管理がしやすくなっていた。

(イ) 積算に関する書類について

a 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

トイレ基礎の型枠数量の算出方法を確認し、正しく算出されていた。

建設副産物、木くずの運搬先は運搬費と処分料が最も安価な処理場となっていた。

本工事で計上した資材の単価は、実施設計書に使用する単価表（令和2年4月 岐阜県）、令和2年8月（一財）建設物価調査会「建設物価」及び（一財）経済調査会「積算資料」により決定されていた。また、これらに記載が無い資材の単価は、見積もりにより単価が決定されており、単価決定は妥当と考えられる。また、見積徴取先については工事实績等より選定されており、これも妥当と考えられる。

b 諸経費は適切に算出されているか。

技術管理費の平板載荷試験は、トイレのユニットの重量から勘案し、

50kN 以下としていた。

運搬費に計上してある重機回送費は、工事発注前にとった見積りに基づき、当初設計書に計上していた。

(ウ) 施工管理に係る書類について

a 工事施工計画は適切か。

岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工計画書が作成されており、工事概要、実施工程表、現場組織表、安全管理、緊急時の体制及び対応等必要事項が記載されていた。

また、下請負人については、施工体系図、施工体制台帳、下請負契約等が整理されていた。

建設業法（建設業法 26 条の 1）により定められた主任技術者は適正に配置されていた。

現在、現場施工中であることから発注者と受注者間で取り交わす書類（指示・承諾・協議・提出・報告書）はまだ少ないが、今後、これらの書類については、工事完了後に番号を振り、一覧表を作成するなど、書類を適正に、見やすく整理・保管するようしていただきたい。

b 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

下請負人届、施工体系図、施工体制台帳、下請け契約書の請書が整備されていた。

(エ) 使用材料承認及び試験検査等に係る書類について

a 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。

洋式化したトイレを検収したことを確認した。

材料承認願が提出されており、本工事で用いる資材、仕様、メーカー等について確認した。

なお、高頻度材料の取り扱いとして、一般社団法人岐阜土木工業会から一括で承認願を受けている材料は、個別の工事において、工事請

負業者から材料承認願を提出いただく必要が無い場合、それ以外の材料についてのみ必要な書類を用意することで、書類作成の省労力化につながると考えられる。

イ 現場調査

(ア) 工事施工状況について

a 設計図書どおり施工されているか。

現場を確認し、設計図書どおりに施工されていた。

b 法令等を遵守して施工されているか。

建設業許可票や施工体系図等の工事標識が掲示されており、建設業許可票は公衆の見やすい位置に掲示され、施工体系図に記載されたすべての業者が掲示されていた。

元請業者と下請負人届で届け出のある施工業者のみで、法令等を遵守して施工されていた。

c 諸材料の保管は適切に行われているか。

現地着で受け取り、当日中に使用する材料が多く、現場で保管する材料はほとんどなかった。

(イ) 安全管理状況について

a 現場の安全管理は適切に行われているか。

仮囲いや保安施設が施工計画書どおりに設置されていた。

立入防止柵は適切に設置されており、車両出入口は1か所に限定し、出入り口では鍵を施錠できるようになっていた。また、柵は赤色灯が設置しており、夜間でも立入禁止区域が明示できるようになっていた。

現場の安全巡視、安全教育（日常、新規入場者）の実績を記録しており、毎朝の朝礼では、作業員の体温を記録するとともに、体調も確認し、新型コロナウイルス対策も行っていた。

現場内の盗難防止として、現場事務所内のPCや貴重品を毎日持ち帰っていた。

- b 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は適切に行われているか。
飛散防止のための仮設足場は設置したが、現在は撤去済となっていた。

工事概要を記載したチラシは、発注者から地元に配布されていた。

5 本工事に係る契約事務

(1) 契約の方法

本工事に係る契約は、指名競争入札により締結されている。本工事の設計金額からすると、岐阜市一般競争入札等実施要綱第2条により、本工事に係る契約は、指名競争入札が認められており、契約の方法は適正と認められる。

(2) 契約の締結

契約書には契約金額に応じた収入印紙が貼付され、消印されていた。その他関係書類も整備されていると認められる。

6 監査の結果

書類調査、現地調査並びに技術士の総評及び所見を踏まえ、監査を実施した結果、本工事は、適正に執行されているものと認められた。

工事の概要

- 1 工 事 名 公園トイレ設置工事
- 2 工事場所 岐阜市梅林南町地内
- 3 工事内容 公園西側に設置されているトイレの改築
公園中央に設置されているトイレの洋式化
- 4 設計委託 直営
- 5 施工監理 直営
- 6 工 事 費 請負金額 20,156,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 7 入 札 令和2年9月10日
指名競争入札
(入札参加数 13 者、うち辞退8 者、入札回数 1 回)
- 8 工 期 令和2年9月10日～令和3年3月15日
- 9 受 注 者 有限会社 マルシン森建設
現場代理人：浅井 和孝
監理技術者：浅井 和孝
- 10 工事進捗率 計画出来高 24% 実施出来高 24%（令和3年1月15日現在）
- 11 工事監督員 総括監督職員 都市建設部 公園整備課
主査 奥田 弘
監 督 職 員 都市建設部 公園整備課
主任技師 堀 翔太